

第 42 回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：令和 3 年 1 月 19 日（火）13：10～16：50

2. 開催場所：Web 会議

3. 出席者（順不同，敬称略）

出席委員：坂元主査(原子力安全推進協会)，鈴木副主査(東京電力 HD)，
阿部(東北電力)*1，池本(北海道電力)*2，植園(中部電力)，奥田(関西電力)，
上都(東芝エネルギーシステムズ)，小峰(三菱重工業)，酒井委員(北陸電力)*3，
迫田(原子力発電訓練センター)，野地(BWR 運転訓練センター)，原(四国電力)，
東本(日本原子力発電)，松本(中国電力)

(計14名)

代理出席：山下(九州電力，福田委員代理)

(計1名)

常時参加者：増田(三菱重工業)

(計1名)

欠席委員：市川(電源開発)，橋本(日立 GE ニュークリア・エナジー)

(計2名)

事務局：葛西，田邊（日本電気協会）

(計2名)

*1：15時00分まで出席。

*2：13時30分から13時50分の間離席。

*3：14時00分から出席。

4. 配付資料

資料 42-1	原子力規格委員会 運転・保守分科会 運転管理検討会委員名簿
資料 42(1)-2	第 42 回運転管理検討会（出欠）
資料 42(2)	第 41 回運転管理検討会議事録（案）
資料 42(2)参考 1	第 44 回運転・保守分科会議事録（案）
資料 42(2)参考 2	第 76-1 回原子力規格委員会議事録（案）
(参考 2 関連)	資料 No.76-1-2-参考 三連比較表 原子力規格委員会 JEAC4804 (現行-中間-審議)
資料 42(3)-1	JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案に 関する書面投票結果について 投票番号：運転・保守分科会 No.44-1
資料 42(3)-2	JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案に 関する書面投票結果について 投票番号：原子力規格委員会 No.76-1-1
資料 42(3)-3	JEAC4804 改定案（書面投票）に関する原子力規格委員会等から 頂いたご意見等
資料 42(4)-1	運転管理検討会 公衆審査前チェック時気付きリスト
資料 42(4)-2	JEAC4804-202X1 本文 Rev.12 *1月21日迄の作業
資料 42(4)-3	JEAC4804-202X 新旧比較表 *1月26日迄の作業

資料 42(4)-4	転載許諾の有無と計算式の有無について（規格作成手引き抜粋）
資料 42(4)-5	規格案に対する意見受付公告について
資料 42(4)-4 参考①	公衆審査での意見対応について（運営規約 細則抜粋）
資料 42(4)-4 参考②	「原子力発電所運転責任者の判定に係る規定」について
資料 42(4)-4 参考③	発刊後の誤記発生時について（運営規約 細則抜粋）
資料 42(5)-1	2020 年度 各分野の規格策定活動
資料 42(5)-2	原子力規格委員会 運転・保守分科会 2021 年度活動計画（案）

5. 議 事

事務局より、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバ，委員定足数，配布資料の確認

事務局より代理出席者 1 名の紹介があり，主査の承認を得た。定足数確認時点で，委員総数 17 名に対して本日の出席委員数は，代理委員も含めて 15 名であり，検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上（12 名以上）の出席が確認された。常時参加者と配付資料確認があった。

(2) 前回議事録（案）の承認

事務局より，資料 42(2)に基づき，事前に確認いただいている前回議事録の紹介があり，最終版とすることについて決議し，全員賛成で承認された。

(3) JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」の審議結果について

坂元主査及び事務局より，資料 42(3)-1 から資料 42(3)-3 に基づき，JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規定」の審議結果について，説明があった。

主な説明は以下のとおり。

- ・ 運転・保守分科会での書面投票では投票 33 票中賛成 33 票で可決された。
- ・ 原子力規格委員会での書面投票では投票 28 票中賛成 28 票で可決された。
- ・ 原子力規格委員会上程前の 3 役事前説明でのコメントも含めて，コメント対応を実施した。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 42(3)-3 の No.3 の規程 1 頁の 2.適用範囲，関連法規・規格の「不測の事態が発生し，判定業務に支障が出る場合は，合理的な範囲で弾力的に運等することが出来る。」について誰が判断するのかのコメント対応で，対応例を附属書 L に記載してあるのでリンクできるようにするについて意見を聞きたい。
- 本文でリンクをしている部分はないので，解説でリンクするようにしたら良いかと考える。

- 直接回答するのも良いかもしれないが、解説に書いておく方が良いかもしれない。
- ・ コメントの「不測の事態が発生した時には、本規定は適用しない」については、勘違いで、本規程は使用される。
- 本文の見方によっては、そう解釈されるかも知れないので、解説 2 にそのようなことを追記するのが良いかもしれない。
- ・ 解説 2 の最後に一行おいて「COVID-19 の影響によって判定業務に支障がでる場合について、規格の検討過程において議論があった。その結果、付属書 L を参照することで合理的な範囲で弾力的に運用することができることとした。」を追記する。

(4) JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」の公衆審査版について

資料 42(4)-1 から資料 42(4)-参考③に基づき、JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」の公衆審査版について、説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 運転管理検討会での各委員による公衆前チェック時気付きを資料 42(1)-1 にまとめた。
- ・ 基本的には反映する方向だが、いくつか検討会の意見を確認し対応しようと考えているので意見をお願いします。
- ・ 原則として、原子力規格委員会の審議終了日の時点における委員、参加者を 50 音順に規格に掲載する。
- ・ 引用の範囲を超えて転載となる場合には著作権、出版権に係る許諾を得る必要が有るので事務局が承認を得ておく。
- ・ 文章・用語等のチェックリストは発刊前に使用してその結果を記録に残す。
- ・ 様式の確認等、事務局でも実施する。
- ・ 規格案に対する意見受付公告案を資料 42(4)-5 に示す。順当に進められれば公衆審査期間は 2 月 1 日～3 月 31 日となる。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

【公告文】

- ・ 公告文案の「オンライン試験、代替更新等の柔軟的な対応」は、公衆が先入観等による誤解を生まないためにも「オンライン試験等の柔軟的な対応」に修正してはどうか。
- カラーのままとする。

【原本】

- ・ 気付きリストで、カラーをモノクロに修正とあるがどうするうか。
- カラーのままとする。
- ・ 規格構成として、はじめに、序文、規程・指針の説明文及び免責事項等、委員名簿が無い。
- この部分については、事務局で作成する。
- ・ 本文の一部で文字が左に寄っている。
- この部分については次回の改定で修正する。
- ・ 規程 5.判定機関に対する要求事項の g)の下に、「h) 関連法令の改廃及び発電用原子炉

- 設置者から提供を受けた保安規定等の変更を判定業務に反映すること。」を追記する。
- 「編集上の修正」と判断頂けないかも知れないし、次回送りとしても問題ないものの、今回反映した方が好ましく、規格の本筋は変えない意味合いから追記する。
 - ・ 4.2 指定後の判定機関の管理の記載内容を 4.1 判定機関の管理に移す。
 - これについては現行通りとする。
 - ・ 解説 27, 解説 30 の経験, 教育, 訓練, 講習の中の経験を経歴に変更する。
 - これについては経験のままとする。
 - ・ 以上が公衆審査前チェック気づきであるが、基本的に「編集上の修正」として対応を考えるが、まず運転・保守分科会 3 役に説明の後、原子力規格委員会 3 役に説明することとする。

(6) 運転管理検討会 2021 年度活動計画案について

事務局より、資料 42(5)-1 から資料 42(5)-2 に基づき、運転管理検討会 2021 年度活動計画について、説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 運転管理検討会の係る規格としては JEAG4802, JEAC4804, JEAC4805 の 3 つの規格があり、主査, 副主査には確認してもらったが、2020 年度活動実績及び 2021 年度活動計画を示す。
- ・ 本件は、運転・保守分科会及び原子力規格委員会で審議される。
- ・ 本資料を確認し、1 月 27 日に運転・保守分科会が有るので、それまでに意見を事務局まで送ってほしい。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 運転員以外については「JEAG4802 原子力発電所運転員の教育・訓練指針の範囲外」としているが、本検討会の所掌外であるとしても将来的な課題であろうと感じている。
- ・ 運転員についても、早い事業者では運開された特定重大事故等対処施設の要員が、運転員か運転員以外か各事業者で異なることも考えられるが、「規格に反映」との意味でなく「改定の必要性、時期等を検討する。」とした。

(7) その他

校正作業（ゲラチェック）の進め方について、従前は読み合わせの形で行っているが、コロナ禍や緊急事態宣言、その解除・ワクチン接種等で先が読めない状況であるが、東京でなく現地開催（受け入れて頂ける事業者の調査）も視野に入れつつ、事務局および主査と副主査で進め方を調整させて頂く。

以 上